

会見日時：令和7年11月14日金曜日10時30分～11時00分

会見場所：県庁第二特別会議室

会見者：玉城知事

(広報監)

これより定例記者会見を開催いたします。本日は知事より発表事項が3件ございます。知事の発言の後、発表事項に関する質問をお受けいたします。それでは知事よろしくお願ひいたします。

(知事)

ハイ、ハイサイ、グスーシー、チューウガナビラ。皆様お疲れ様でございます。では発表事項を読み上げたいと思います。まずは、離島フェア2025の開催についてお知らせいたします。今月21日から23日までの3日間、沖縄セルラーパーク那覇で開催いたします、離島フェア2025。この離島フェアは18の離島市町村、沖縄県、沖縄県離島振興協議会で構成する離島フェア開催実行委員会が中心となり、離島の産業振興や地域間の交流を促進することを目的に開催され、今年度で37回目を数えます。昨年度の離島フェアは、12万人を超える多くの方にご来場いただき、各島の魅力を一度に堪能できるイベントとして広く皆様に親しまれています。今回の離島フェアは、島々の魅力ある資源を活かし、創意工夫を凝らした特産品が勢ぞろいする特産品展示即売会をはじめ、島自慢のグルメが味わえる離島食堂や島々で受け継がれてきた伝統芸能の公演など、多彩なイベントが企画されています。沖縄県としましては、離島フェアを通じて個性溢れる島の魅力を体感いただきたいと考えておりますので、皆様のご来場を心からお待ちしております。

(知事)

次に次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）に関する意見募集の開始についてお知らせいたします。沖縄県では慢性的な交通渋滞及び公共交通空白地域の解消を二本の柱に、戦後100年の交通の将来像を描きます、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に、今年度から来年度にかけて取り組むこととしております。次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定にあたっては、慢性的な交通渋滞や運転手不足高齢化の進展等の様々な社会課題が生じている状況を踏まえ、県民の皆様と共に、交通課題の解決を見据えた公共交通の将来像を検討してまいります。このため、それぞれの地域や社会において望ましい公共交通の将来像と、その将来像の実現に向けた交通のあり方について広く皆様のご意見をお聞きするため、オープンハウス及びアンケートを実施いたします。このオープンハウスは、本日14日から12月にかけて、このバックボードに表示されておりますとおり、各圏域の商業施設、那覇バスターミナルの2階、旭橋のカフーナプラザ、沖縄都市モノレール駅などを利用させていただき、職員が説明パネルを展示し、県内交通を取り巻く状況等を説明しながら皆様から意見を聴取するものです。このオープンハウスや取り組み等についての詳細は、沖縄県交通政策課の特設ページにてご案内しております。

すので是非ご覧ください。またアンケートにつきましても、本日11月14日から令和8年1月15日まで実施いたします。こちらも沖縄県交通政策課の特設ページから回答できますので、是非併せてご確認ください。本ビジョンでは県民の皆様から広くご意見を伺いながら、県民生活の質の向上、地域経済の活性化などの実現に向けて、将来の公共交通のあり方を県民の皆様と共に検討していきたいと考えています。是非、多くの県民の皆様の率直なご意見を賜りますようよろしくお願ひいたします。

(知事)

それでは続いて、ワシントン駐在の関連報告書の公表についてお知らせいたします。昨年来、様々なご指摘をいただいているワシントン駐在について、本日は3点、発表事項がありますので、順次紹介します。まず報告書の関係です。沖縄県ではワシントンDCオフィス社の設立に係る問題について、議会や県民の皆様に説明すること及び問題が起きた要因を庁内で共有し、再発防止を図ることを目的として、ワシントン駐在の活動及びOkinawa Prefecture DC Office, Inc.の設立経緯等に関する報告書を取りまとめましたので、本日公表したところです。報告書は4つのパートで構成されており、第1編ではワシントン駐在の目的、活動及び成果、第2編では報告の前提となる事実、第3編では発現したリスクと県が講じた措置、そして第4編ではリスク発現の要因と再発防止についてそれぞれ報告しております。発現したリスクとして、文書による意思決定の欠除、また議会への経営状況の報告、駐在職員に係る営利企業従事許可、株式の公有財産台帳への登録といった法定の手続きがなされておりませんでした。その結果、いわゆるワシントン事務所を閉鎖せざるを得なくなり、本来の目的であります情報収集や情報発信等ができなくなりました。このようなリスクが生じた原因としては、事前の検討不足、関係法令の理解不足、コミュニケーション不足、脆弱な組織体制などがあったと考えております。県民の皆様をはじめ、疑念を抱くこととなったことを重く受け止めており、また同様の問題は他の業務でも起こりうることから、今後これらの要因や得られた教訓について庁内で共有することとしております。2つ目の発表事項は職員の責任です。職員の責任についてはその具体的な内容、義務違反等の有無、原因及び過失の程度等について調査を行いました。懲戒処分の要否について審査をした結果、地方公務員法に基づく懲戒処分ではなく、職務遂行能力の改善向上のために行う強制措置としての「訓告」を実施するのが相当と判断し、関係した職員の過失の程度に応じて、文書又は口頭による訓告の措置を昨日13日に講じたところです。3つ目は知事である私の責任です。報告書において設立時の組織体制の脆弱さが明らかになったことや、職員に対する措置が講じられたことを踏まえ、行政の長として、公務の遂行に対する県民の信頼回復に努める強い決意と姿勢をお示しし、高い透明性を確保した適切な行政運営を一層強力に推進していく必要があります。このため私の給与を減額することとし、そのための議案を提出する方向で現在調整を進めております。引き続き百条委員会の調査に真摯に対応するとともに、この問題から得られた教訓と、県民の信頼回復に努める強い決意を庁内で共有し、再

発防止に取り組んでまいります。なお報告書の詳細につきましてはこの後、事務方によるブリーフィング、説明を予定しておりますので、細かい点につきましてはどうぞそちらでご質問いただければと思います。よろしくお願ひいたします。発表事項は以上です。

(広報監)

それでは発表事項に関する質問をお受けいたします。まず県内幹事社お願ひいたします。

(記者)

ワシントン事務所に関するお聞きします。今日処分を発表されましたが、知事、従前から年度内に事務所設立、再設立に向けた議案の提出を目指すとしていますが、百条委員会もまだ続いている中で野党の理解もなかなか得られない状況にあると思うんですが、具体的にいつ議案を提出して、事務所をいつ再開するのか、今の時点の考え方をお聞かせください。

(知事)

現在、百条委員会が続いているということの状況については、ワシントン駐在に関する一連の経緯等の説明について、しっかりと努めなければならないと考えておりますし、引き続き重く受け止めたいというように考えています。現時点で、この新しい事務所については、予算案ですか提案事期について、まだ決定したという方針には至っておりませんが、いずれにしましても再開するにあたっては県としてこれまでの経緯を総括し、議会をはじめ、県民の皆様に問題の所在、発生した原因、再発防止について説明する必要があると考えており、今般その一環として報告書を発表させていただきました。ワシントン駐在問題の調査特別委員会による調査や、県議会における質問等にも引き続き真摯に対応してまいりますが、その中において、どの段階で、その事務所を再開できるかについても鋭意、検討を進めてまいりたいと考えています。

(広報監)

次に県外幹事社お願ひします。

(記者)

県外幹事社からはありません。

(広報監)

それでは幹事社以外の記者の皆様から、発表事項に関する質問をお受けいたします。

(記者)

ワシントン事務所の報告書についてお伺いしたいんですけども、県も昨年度、例えば現地の法律に詳しい弁護士など交えて、調査検討委員会を設立して、この問題点について検討されたと思うんですけども、今回、県としてこの報告書を出した理由というか、意味みたいなところをお伺いしたいのと、このタイミングになった経緯というところを知事のほうからお願ひします。

(知事)

改めて報告書の目的についてお答えいたしますと、今回、県として報告書の形でまとめた目的は大きく分けて2つあります。1つはこれまでの活動を総括し、これまでに判明している事実に基づいて、ワシントンDCオフィス社の設立に係る問題を整理し、議会や県民の皆様にしっかりと説明することです。これまで県議会の本会議や百条委員会でも答弁をし、また今年2月には措置状況を公報に登載しておりますが、多岐にわたる論点について丁寧かつ十分な説明をするため、報告書という形にして取りまとめさせていただきました。そしてもう1つはこのような問題が起きた背景を整理し、府内で共有して再発防止を図らなければならないということです。ワシントンDCに職員を駐在させるという特殊な業務において生じた問題ではあるのですが、この問題については他の業務においても起こりうる問題であると考えております。例えば起案文書をしっかりと整理すること、その文書の引き渡し等、引き継ぎ等についても明確にその所在と内容について報告をすることなど、他の業務においても起こりかねない問題だということをしっかりと意識した上で、府内でその課題をしっかりと共有し、再発防止に取り組むこととしていることが、この報告書の公表する目的の2つに当たるだろうと思っております。それから、なぜこの時期なのかということですが、ワシントン駐在が去る6月に活動を停止したことを踏まえ、9月議会や令和6年度決算に関する審査、そして百条委員会においてこれまでご指摘いただいた点などを総括し、県民に説明するために、報告書の形として取りまとめていたものが、今般まとまりましたので、県民の皆さんに公表したということに至った次第です。

(広報監)

他に質問は。

(記者)

先ほどの質問に関連してなんですが、やはり百条委員会が県議会で続いているという中の報告書というところにちょっと気になるところがあります。百条委員会が終了した後に報告書を出すということも考えられると思うんですが、それは検討されたんでしょうか。

(知事)

例えば、私たち県が設置をした検証委員会や、それから議会が設置した百条委員会からは様々な指摘をいただいておりますし、その多くは疑念を示して、県に説明を促すものであると我々は受け止めております。ですから報告書ではそのような検証委員会や百条委員会からの指摘を踏まえ、示された疑念について、事実関係や適用される法令及びその解釈等を説明した上で、県の考え方を示そうということで報告書にまとめたものであります。ですから、百条委員会においては、引き続き調査は行われるものと承知しておりますし、執行部としても真摯に対応していきたいというように考えております。

(広報監)

他に質問は。

(記者)

先ほど給与の減額の議案を方向で調整を進めているというご説明があったんですけれども、これは次の11月議会に提出する方向で調整しているという理解でよろしいんですか。

(知事)

タイミングがどのタイミングかというのは、まだ詳細は調整中ですが、できればその11月議会に提出する方向で調整を進めていければと考えています。

(記者)

あともう1点、今回、職員6人に対して訓告を行ったということなんですかとも、この中に三役は含まれているのですか。

(知事)

ワシントン駐在の問題については、平成27年度を起点に事案が生じ、その後になって問題が発覚したものと認識しています。しかしながら、組織的な業務執行体制の不備も明らかになつたことに鑑み、包括的な業務の執行管理権限を有する、現在、私が知事、長ですから、長として県民の公務に対する信頼回復に努める決意を示すために、そして透明性を確保した行政運営を一層推進していくために、現在の行政の長としての決意表明として、私の給与を減額することにしたものです。ですから、副知事等の三役については特に減給はいたしておりません。

(記者)

池田副知事は、当時統括監を務められており、その後公室長も務められているんですけれども、責任を取るのは知事だけでよろしいというふうにお考えでしょうか。

(知事)

様々な事案が発生はしておりますけれども、包括的な事務の執行権限に基づいて、それを総括するという立場からすると、やはりこれは私知事が責任を取る、そしてそれに関わった職員に対しては、訓告を行うということにしたものです。

(広報監)

他に質問は。

(記者)

減給の議案について、ご説明されたんですけれども、この事務所自体はそもそも2015年ということで、翁長前知事の時代に設立されたものですけれども、知事自身は、決意表明という意味でいわゆる減給をされるというところで今おっしゃったわけですけれども、減給という形で議案提出する以上は、ご自身にはなんか責任があるっていう形でご認識があるのか、それとも、いわゆる行政の長として、今後再発、同じようなことがないように、決意をするという意味で減給に至ったのか、議案提出に至るのか、そこをもう1度ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(知事)

おっしゃいますように行政の長として、今後このような事態が起こることがないように、しっかりと内部統制を含めて、徹底して、その事務執行に疑念が持たれることがないように決意をするという点において、かかるその事態を引き起こしたことの行政の長の1つのまた責任として、私自らの給与を減給するという決断をしたものです。

(記者)

あともう1点なんですけれども、一連の報告書を出した中で、問題が起きたところについて非常に重く受け止めるというようなご発言があったわけなんですけども、県民の中には、いわゆる、さきの定例会で、予算案で議会がいわゆる混乱したりだと、著しい不安を感じた県民も多くいるわけなんですけれども、そういったところに対して、改めて、県民に対して何かメッセージというか、こういう事態が起きたことに対して、一言いただければと思います。

(知事)

今般、その行政手続きの不備によるその状況が長く続いてしまっていたこと、そしてそれについて、関係者間のコミュニケーションが不足していたこと、そして関係法令の理解不足、組織体制の脆弱さなど諸々の原因があって、このワシントン事務所の事態が惹起したというようになります。ですから、丁寧に今般、報告書として取りまとめ、どこに問題があり、それをどういうふうに整理をしたか、そして今後どのように進めていくかということを丁寧に説明することが、県民に対して我々が、公務に対する信頼性を回復させるという意味で非常に重要だと受け止めていますので、その点を踏まえた上で今般、報告書として発表させていただいたということです。

(記者)

いわゆる、今回、1つの区切りという位置付けにはなるかと思うんですけども、この問題が起きたということ自体に対しては、今回報告書を出したということで、非常に再発防止に努めるっていう面はあるかと思うんですけども、県民に対してはこの問題が起きたっていうことに関しては、県としてスタンスとしては、謝罪に至るようなものではないというか、基本的には、再発防止に向けて改めて調査をしたんだということが、今回のメッセージであって、この問題が起きたことに対して、改めて一言いただければなと思ったんですけども、重く受け止めるというところが、県知事としてのご見解という形になりますでしょうか

(知事)

重く受け止めた上で、二度とこういうことが発現するがないようにしっかりと監督をするという点においては、これからも私に大きな責任があると思っております。今般、このように県民の皆様にご不安やあるいは信頼に欠けるような状況であったということについては、行政の長としては大変申し訳ないという気持ち、1つの謝罪の思いも含めて二度とこのようなことは起こしたくない、起こさないという、その決意として、お示しをさせていただいたという

ことありますので、その点ご理解をいただきたいと思いますし、このような事態を引き起こしてしまったことについては大変申し訳ないというように思っていることもまた事実です。

(広報監)

続いて、発表事項以外の質問に移ります。県内幹事社お願いします。

(記者)

県議会が提出を目指しているPFASの意見書についてお伺いしたいんですが、先日自民党の沖縄県連が、沖縄防衛局と文言を調整していたことが明るみに出たんですが、知事、その際東京で取材に応じて、「意見交換の範囲」だというふうな考え方を示されたと思います。与党側は内容が、意見書の内容が歪められかねないとして強く反発しているんですが、改めてこの件に関しての知事の見解を教えていただけますか。

(知事)

報道にありました県議会の意見書案を巡って、文言調整を行っていたという点について、その細部にまで、詳細にまで熟知するには至っておりませんが、一般論で考えると防衛省、防衛局が書いた文書をそのまま要請文に載せるなんていうことはあり得ないんだろうというのが私の認識でしたので、そこは意見交換の範囲でしょうという認識で申し上げた次第です。しかし、国に対するPFAS等の対策費の支援については現在、県議会からは意見書提出に向けて準備が進められているということについては、私ども沖縄県も、防衛省などに対しては粒状活性炭の取替えや処分費用を支援していただきたいと、先だっても要請したところですから、県議会において、そのように取りまとめていただけるのではないかということで今後の動向について、注視していきたいと考えております。

(広報監)

次に、県外幹事社お願いします。

(記者)

高市総理の発言について伺います。高市総理が、7日の衆院の予算委員会で、いわゆる台湾有事が日本にとっての存立危機事態になり得るという認識の発言をされました。総理は具体的、具体例に触れたのは反省点だとはしているんですが、発言の撤回にはまだ応じていません。発言に対して中国側から強い反発が起きています。台湾と中国に最も近い沖縄県の知事として、この一連のやり取りにどんなご感想があるのか、また政府に対して求めたい対応などあれば教えてください。

(知事)

高市総理が国会でいわゆる台湾有事について、防衛出動を命じることが可能となる存立危機事態に該当し得ると発言し、またそれに対する中国の駐大阪総領事の投稿に対し、日本側が抗議したことなども承知しております。台湾海峡を含むアジア太平洋地域の平和と安定は、我が国にとって極めて重要であり、県民の生命や財産を守り、沖縄の振興発展を図る上でも不可欠

であると認識しており、台湾有事は決してあってはならない、戦争は絶対に引き起こしてはならないし、その引き起こすようなきっかけを与えてもいけないと我々はそのように強く考えております。もちろんアジア太平洋地域における安全保障環境は、複雑さを増しているものと承知もしておりますが、地域内におけるさらなる発展と安定を維持するということについては、私は、政府は関係国地域が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避するなど、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、問題の解決に取り組むべきであるというように考えております。総理が、撤回しなかった点については、中国大使も自身のXで発言をしたということもあります、現在は削除されていると承知しておりますけれども、日中両国にはやっぱり、その冷静な対応を取っていただきたいと。日中共同声明の趣旨に沿った、互恵的発展を見据えた上での平和的な外交対話による信頼関係の構築を、やはり基としていただきたいというように考えています。

(広報監)

それでは幹事社以外の記者の皆様から質問をお受けいたします。質問はございますか。

(記者)

今、知事がおっしゃった、薛劍（せつけん）氏のXへの投稿についてなんですが、この投稿については国政野党からも厳しい指摘が相次いでおります。例えば、立憲民主の泉さんですかね、泉前代表は、「こんな総領事は日本に必要ない」というふうな反発をして、早期にペルソナ・ノン・グラータで中国に帰任させた方がいい、みたいな投稿をされてましたけど、この点について知事のお考えをもう一度お伺いできますでしょうか。

(知事)

アジア太平洋地域における安全保障環境は複雑さを増しているものと承知しております。日中間で相互に互恵関係を発展させるという考えに基づいて、周辺地域の緊張を高めることのないように、慎重に行動を取っていただきたいというように思います。

(記者)

薛劍氏の投稿についてどう思っているか、あるまじき発言だなとか、いろんなご所感があろうかと思うんですけど、それについては。

(知事)

私は直接その発言を目にしておりませんので、発言を控えたいと思います。

(広報監)

他に質問はございますか。

(記者)

先ほどのPFASの意見書の関連でちょっとお伺いしたいんですけども、今回、自民党側の会見の中で、やっぱり現実的なこの要望というのを実現させるために、そのような事前の確認等を行っていたという発言があったんですけども、一般論として、この議員側、議会側が提出先

に対して文書を出すという行為に対しては、どうお考えなのかというところですね。逆に言えば県政与党側と県政側でも同様のことはやはり、実際に文書を見せるかどうかというのは別にして、この意見調整等は行われているんじゃないかと思慮したりはするんですけども、その辺についてはどうなんでしょうか。

(知事)

これはもう一般論の範囲でしかお答えできないと思いますが、県民の代表である県議会において取りまとめられる意見書を、仮に、どちらかが働きかけたかということは置いといても、国がその県議会で取りまとめられる意見書の内容について、修正をかけるような働きがあったとすれば、それは私は適切ではないというふうに言わざるを得ないと思います。あくまでも県議会の中での文言の調整は、県民の、地域の代表である議員が構成する県議会において、その意見書を取りまとめられる方が懸命だと思いますし、それに向けて何らかの意見交換をするということは、与野党どちらであっても相談することはあろうかとは思いますけれども、しかし最終的には、お決めになるのは、県議会における与野党の一致した考え方の下で、それを決議していただきというように望みたいと思います。

(記者)

今のPFASに関して、知事、東京での要請活動等も行っておられまして、活性炭の取替え費用が県民負担に、現状のまま行くとなりかねないことであるとか、汚染源の蓋然性が、米軍基地由来であるというふうに、高いというふうに県としては判断されているという中で、その県民負担になりかねない、また防衛省として、知事の要請活動に対してなかなか芳しい回答がなかったということに対しての、ご所感についても改めて伺えますでしょうか。

(知事)

国に対するPFAS等の対策費の支援について、現在の粒状活性炭を設置するにあたっては、国からの補助を頂いて設置をしているんですが、今後の運用については、その法律上、費用の対象にならないというようなお答えでしたので、であれば新たな財政措置を講ずることができるような点についてもしっかりと検討していただきたいと、このままでは、いわゆる県民負担になりかねないこの巨額の設備費用については一義的には基地の提供者である国が責任を持っていただきたいと思いますし、また併せてその原因である蓋然性が高い基地の調査についても、政府から米側にしっかりと求めていただきたいということについても併せて要望させていただいております。

(広報監)

よろしいでしょうか。お時間でございますので、これで本日の記者会見を終了いたします。
ありがとうございました。

(知事)

はい、ニフェーデービタン。ありがとうございました。